

———あなたの「不安」を「安心」に変える———

●権利擁護を考えてみませんか？

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方に対して、地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利を擁護します。

悪質商法などの被害が心配

母親に認知症の傾向が。離れて暮らしているので訪問販売など悪質商法にねらわれたら心配…



将来に不安が…

ひとり暮らしなので、将来、認知症など病気になったときのことをが不安です



お金の管理や契約に自信がない…

最近お金の管理に自信がなくなってきました。財産の管理を安心して任せられる人がいたら、と思うのですが…



■金銭管理・財産保全サービス（市町村社協の独自事業）

本人に判断能力はあるが、金銭管理等が何となく不安・金融機関に行くのが不自由である方に対して、通帳等の預かり、金融機関への代行等を行い、地域で自立した生活が送れるよう、公益法人としての市町村社協が制度的にサービスを行います。

■成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理など（財産管理）や日常生活での様々な契約など（身上監護）を、支援していく制度です。

支援を受けられるのは、右のような法律行為です。

財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわってくる契約などの支援。

具体的にはどのような支援を受けられるのですか？

支援する人が利用者本人に代わって契約などを行ったり（代理権）、本人のみで行った不利益な契約などの行為を取消す（同意権・取消権）など、本人を保護し、援助を行うなどです。

成年後見人にはどのような人が選ばれるのか？

配偶者や親族・知人以外でも、法律や福祉の専門家、また法人（社会福祉協議会や成年後見センター・リーガルサポートなど）など、家庭裁判所が本人にとって最も適切と思われる人や法人が選出されます。また、複数の成年後見人等を選任する場合があります。

●市町村の担当課●社会福祉協議会●家庭裁判所などで、詳しい内容などをご相談ください。